

長久手市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得を防止するため、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、登録された者に対し交付の事実を通知すること（以下「本人通知」という。）、及び当該交付が偽りその他不正の手段によるものであることが明らかになったときに、当該交付に係る住民票の写し等に記載された者に対しその旨を告知すること（以下「本人告知」という。）により、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条から第12条の3までに規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条に規定する戸籍の附票の写し
- (2) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項に規定する消除された住民票、全部が消除された戸籍の附票又は改製前の住民票若しくは戸籍の附票に係る写し又は記載事項証明書
- (3) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条若しくは第10条の2に規定する戸籍謄本等、同法第12条の2に規定する除籍謄本等又は同法第120条第1項に規定する書面

2 この要綱において、「第三者」とは、住民票の写し等の交付の請求又は申出（以下「交付請求等」という。）をする者で、次に掲げる者の代理人又は次に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 交付請求等に係る住民票（消除された住民票又は改製前の住民票を含む。以下同じ。）に記録されている者又はその者と同一の世帯に属する者
- (2) 交付請求等に係る戸籍の附票（全部が消除された戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票を含む。）に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属
- (3) 交付請求等に係る戸籍（除かれた戸籍を含む。以下同じ。）に記載又は記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属

(本人通知の対象者)

第3条 本人通知の対象者は、次のいずれかに該当する者で、第5条の規定により登録されたものとする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により市が調製した住民票に記録されている者
- (2) 戸籍法の規定により市が編製又は調製した戸籍に記載又は記録されている者

(登録の申出)

第4条 本人通知に係る登録を受けようとする者は、本人通知登録申出書（様式第1号）により、市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出をする者（以下「申出者」という。）は、次のいずれかの方法により本人であることを明らかにするものとする。

- (1) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）で、申出者が本人

であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示する方法

- (2) 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、申出者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は申出者が本人であることを説明させる方法その他の市長が前号に準ずるものとして適当と認める方法
- 3 第1項の規定による申出を代理人によってするときは、次のいずれかの方法により申出者の代理人であることを明らかにするものとする。前項の規定は、この場合について準用する。
 - (1) 法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法
 - (2) 任意代理人にあつては、委任状を提出する方法
 - (3) 前2号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出をするものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市長が前2号に準ずるものとして適当と認める方法
- 4 申出者が次のいずれかに該当する場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により、第1項の申出書及び前2項の書類又はその写しを送付することにより申出をすることができるものとする。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由により市の窓口において申出をすることができない場合
 - (2) 他の市町村に居住している場合

（登録の実施等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、その申出者を本人通知登録者名簿（様式第2号）に登録するとともに、その旨を本人通知登録実施通知書（様式第3号）により、当該申出者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録した者（以下「登録者」という。）について、その住民票の写し等を第三者に交付する際に、登録者に係るものであることを容易に確認することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（登録事項の変更等）

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録を受けた事項に変更があつたとき、又は登録を廃止しようとするときは、本人通知登録事項変更・廃止届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の抹消）

第7条 市長は、次に掲げる場合には、その登録者に係る登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から前条第1項の規定による登録の廃止の届出があつたとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

- (3) 登録者が第3条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (4) 登録者の居住地が判明せず、その住民票が住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により職権で消除されたとき。
- (5) その他市長が特に登録を抹消する必要があると認めるとき。

(本人通知の実施)

第8条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等交付通知書(様式第5号)により、当該登録者に通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を交付した第三者が国又は地方公共団体の機関であるとき。
- (2) 住民票の写し等を交付した第三者が弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)又は弁理士(特許業務法人を含む。)であって、当該交付に係る受任している事件又は事務についての業務が住民基本台帳法施行令第15条の2各号に規定するものであるとき。
- (3) 住民票の写し等を交付した第三者が弁護士であって、当該交付に係るその業務が戸籍法第10条の2第5項に規定するものであるとき。

2 前項の通知書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 住民票の写し等を交付した年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種類及び通数
- (3) 住民票の写し等の交付請求等をした者の種別

(本人告知の対象等)

第9条 市長は、第3条第1号又は第2号に規定する者が次のいずれかに該当する場合は、その者に対して次条に定めるところにより、本人告知を行うものとする。ただし、その者が死亡し、又は失踪の宣告を受けている場合は、この限りでない。

- (1) その者に係る住民票の写し等の交付を受けた第三者が、当該交付に関し住民基本台帳法第47条第2号又は戸籍法第133条の規定により罰金の刑に処せられたことを把握し、その事実を確認したとき。
- (2) 国又は都道府県の機関から、その者に係る住民票の写し等の第三者への交付が、偽りその他不正の手段によるものである旨の通知等があり、その事実を確認したとき。
- (3) その他その者に係る住民票の写し等の第三者への交付が、偽りその他不正の手段によるものであることが明らかであり、その事実を確認したとき。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対して本人告知を行うものとする。

- (1) 交付された住民票の写し等が特定の個人を交付請求等の対象としていないものであるとき 当該住民票の写し等に係る世帯主又は筆頭者(その世帯主又は筆頭者が死亡しているときは、同一の世帯内の親族又は同一の戸籍内の配偶者、直系尊属若しくは直系卑属)
- (2) 本人告知を受けることとなる者が未成年者であるとき その法定代理人

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、本人告知に係る住民票の写し等の交付請求等に関する書類が保存期間の満了により廃棄され、当該交付の事実を確認できない場合は、本人告知を行わないものとする。

(本人告知の実施等)

第10条 本人告知は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 告知の対象者に対して、電話又は書面により前条第1項各号に掲げる事実があった旨を知らせ、当該事実について告知を受ける意思があるかどうかを確認するものとする。
- (2) 前号の告知を受ける意思がある旨の申出があったときは、当該対象者の意向その他の事情を勘案し、面談、電話又は書面により告知を行うものとする。この場合において、書面による告知は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録をするものにより、当該書面を送付して行うものとする。
- (3) 前号において告知する事項は、次のとおりとする。
 - ア 第8条第2項に規定する事項
 - イ 前条第1項各号に掲げる事実及びこれに関連する事項
 - ウ 長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定による自己を本人とする保有個人情報（条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）の開示請求に関する事項
 - エ 告知の対象者が登録者でない場合には、第4条に規定する本人通知に係る登録の申出に関する事項
- (4) 告知を行うに当たっては、第4条第2項の書類の提示又は本人であることについての説明を求め、その対象者が本人であることを確認するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 前号イの事項については、条例第10条の規定に従って行うこと。
 - イ 告知の対象者及び当該告知に係る交付をした住民票の写し等に記載された者のプライバシーの保護に十分配慮し、個人の権利利益を害することのないようにすること。

(相談等への対応)

第11条 市長は、本人通知又は本人告知をした者から、通知又は告知をした事項について問合せ、相談等があったときは、必要な情報の提供その他の便宜の供与を行うものとする。前条第4号の規定は、この場合について準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本人通知及び本人告知の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から実施する。